



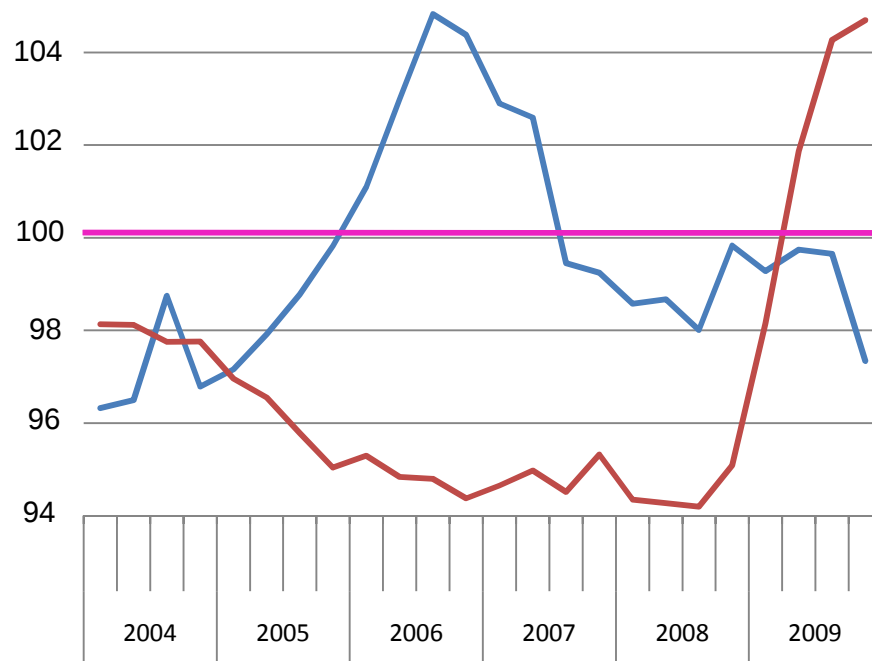
最近の中小企業資金繰り支援に関する 取組について

平成22年3月

中小企業の資金繰り

■ 足下、厳しさがやや緩和してきたものの、依然として中小企業の資金繰りは厳しい状況。

民間金融機関と政府系金融機関の中小企業向け貸付の推移
(前年比 , %)

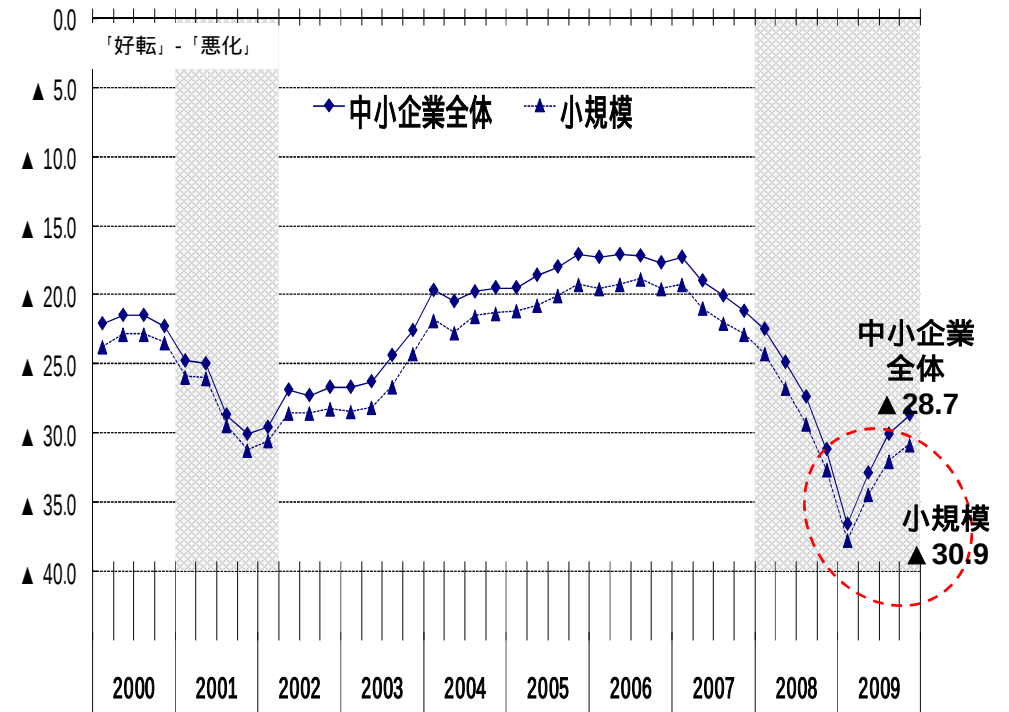


— 民間金融機関
— 政府系金融機関

資料: 日本銀行統計、連合会統計より中小企業庁作成

民間金融機関には、保証付債権を含む。政府系金融機関は、日本政策金融公庫(国民事業部、中小事業部)、商工中金。

中小企業の資金繰りDIの推移
(DI)
(前期比季節調整値)



(年)

資料: 中小企業庁・中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

注: 調査対象企業数は中小企業約1万9千社。うち、従業員20人以下の小規模企業が約8割を占める。

中小企業向け資金供給の構造

民間金融機関がリスクを負担しつつ、安定的な資金供給を維持・拡大するような環境づくりが必要。

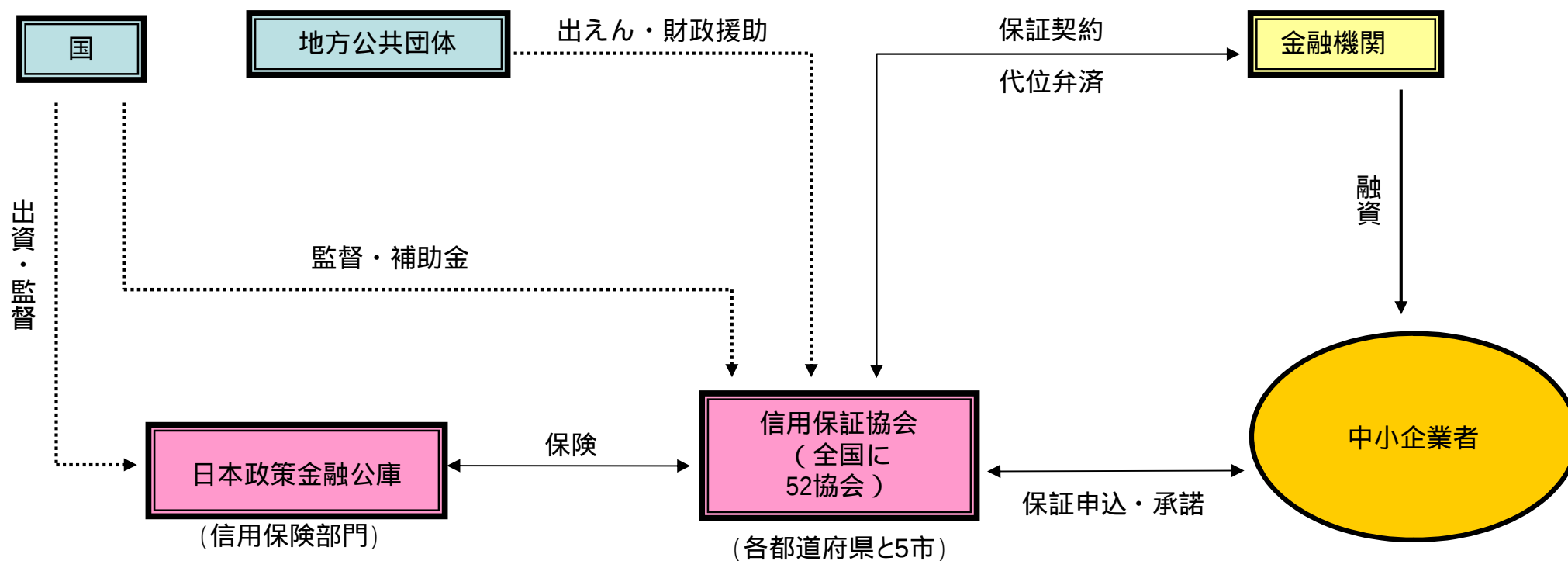
	融資残高(兆円)	シェア(%)
預金取扱民間金融機関	227.4	84.0
うち都市銀行	76.3	28.2
うち地方銀行	65.7	24.3
うち第二地方銀行	21.9	8.1
うち信託銀・長信銀	11.4	4.2
うち信用金庫	42.7	15.8
うち信用組合	9.4	3.5
うち信用保証協会保証付	34.4	12.7
貸金業者	22.1	8.2
政府系金融機関等	21.2	7.8
合計	270.7	100.0

公的部門が
リスクを引受け

中小企業金融の実施体制

		信用保証協会による保証	公庫による貸付		商工中金による貸付	その他民間
趣 旨		信用力に乏しい中小企業に対し、公的主体が保証を付与し、民間金融を円滑化。 ()融資主体はあくまで民間金融機関。	公的主体が、中小企業に直接資金供給(政策金融)。民業補完の観点から、設備投資や長期運転資金が中心。 ()決済機能はなく、いわゆる「メインバンク」にはならない。		民営化された中小企業金融専門機関として短期資金や決済機能を含むフルバンキング機能を提供。危機時には、指定金融機関として、危機対応貸付を実施。	営利事業として、資金供給を行う。
実施主体		全国52の信用保証協会(職員約6000人)が保証を実施。日本政策金融公庫(保険部門)が再保険で支援。	株式会社日本政策金融公庫() (職員約8000人)が全国152店舗で実施。 ()国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等が平成20年10月に統合して発足。政府が100%株式を持つことを法律で義務づけられた特殊会社		株式会社商工組合中央金庫() (職員約4000人)が全国100店舗で実施。 ()共同組織金融機関であった商工組合中央金庫が平成20年10月に株式会社化。政府株を売却する方針が法律で義務づけられた民営化された会社。 (政府株 46.5%) (民間株(中小企業のみ) 53.5%)	主要行:11行 地銀・第2地銀:109行 信金・信組:437行 (全て合計すると、2万3千店舗職員43万人)
			中小企業事業	国民生活事業		
顧 客 層		約150～160万先	約5万先(中小企業中心)	約113万先(小規模企業中心)	約7万先 (うちいわゆるメインバンクとなっているものが2万先。また、組合が多いことが特徴。3千組合。)	中小企業全般
残 高 (20年度末)		約34兆円(保証残高)	約6兆円	約8兆円	約9兆円	約220～230兆円
平 時 業 務		一般保証(80%保証)	特別貸付(創業、再生、省エネなど)	一般貸付+特別貸付	通常の金融	
対 策		緊急保証制度(20年10/31～) 景気対応緊急保証に変更	セーフティネット貸付(20年10/1～)		危機対応貸付(21年1/31～本格化)	-
	対象	例外業種を除き全業種	売上げ等が減少している中小企業者(原則として全業種)		-	
	貸出上限等	無担保保証:8000万円() 普通保証:2億円 100%保証、保証料率0.8%以下 ()状況に応じ、8000万円を超える無担保保証にも柔軟に対処	7億2000万円 基準金利:1.75% 業況悪化:▲0.3% 雇用維持:▲0.2% (22年2月現在)	4800万円 基準金利:2.15% 業況悪化:▲0.3% 雇用維持:▲0.2% (22年2月現在)	公庫に準ずる(ただし、金利引下げ措置はなし)	-
	実績・枠	実績97万件,18兆円 (枠は36兆円)	実績35万5千件、6兆2千億円 (枠は13.4兆円)		実績3万2千件、2兆円 (枠は4.2兆円)	-

信用補完制度の仕組み



中小企業の資金繰り対策

現在は、緊急時。

保証・貸付とも政策を総動員して対応。

過去最大の事業規模の確保

(20年度、21年度、いずれも2度の補正予算で手当)

多様なニーズへの対応

- ・新規資金の確保
- ・返済負担の軽減(→条件変更)
- ・条件変更先からの新規資金ニーズ

実情に応じた機動的な対応

- ・業種の拡大
- ・要件緩和 など

相談体制の充実(未利用者への広報)

中小企業の資金繰り対策の事業規模

20年度1次補正
(緊急総合対策)

20年度2次補正
(生活対策)

21年度1次補正
(経済危機対策)

21年度2次補正
(緊急経済対策)

信用保証協会による

緊急保証

(20年10月31日～)

6兆円 → 20兆円 → 30兆円 → 36兆円

対象業種の推移

185業種 → 545業種 → 618業種 → 698業種 → 760業種 → 781業種 → 793業種 → 例外除き全業種
制度開始前: (10/31) (11/14) (12/10) (2/27) (6/23) (12/4)

セーフティネット保証

景気対応緊急保証
の創設

日本公庫、商工中金による

セーフティネット貸付

(20年10月1日～)

3兆円 → 10兆円 → 17兆円 → 21兆円

日本公庫・商工中金
による条件変更(内数) 1.5兆円 → 3.3兆円

商工中金の危機対応業務(内数)

(21年1月31日～)

0.9兆円 → 3.3兆円 → 4.2兆円

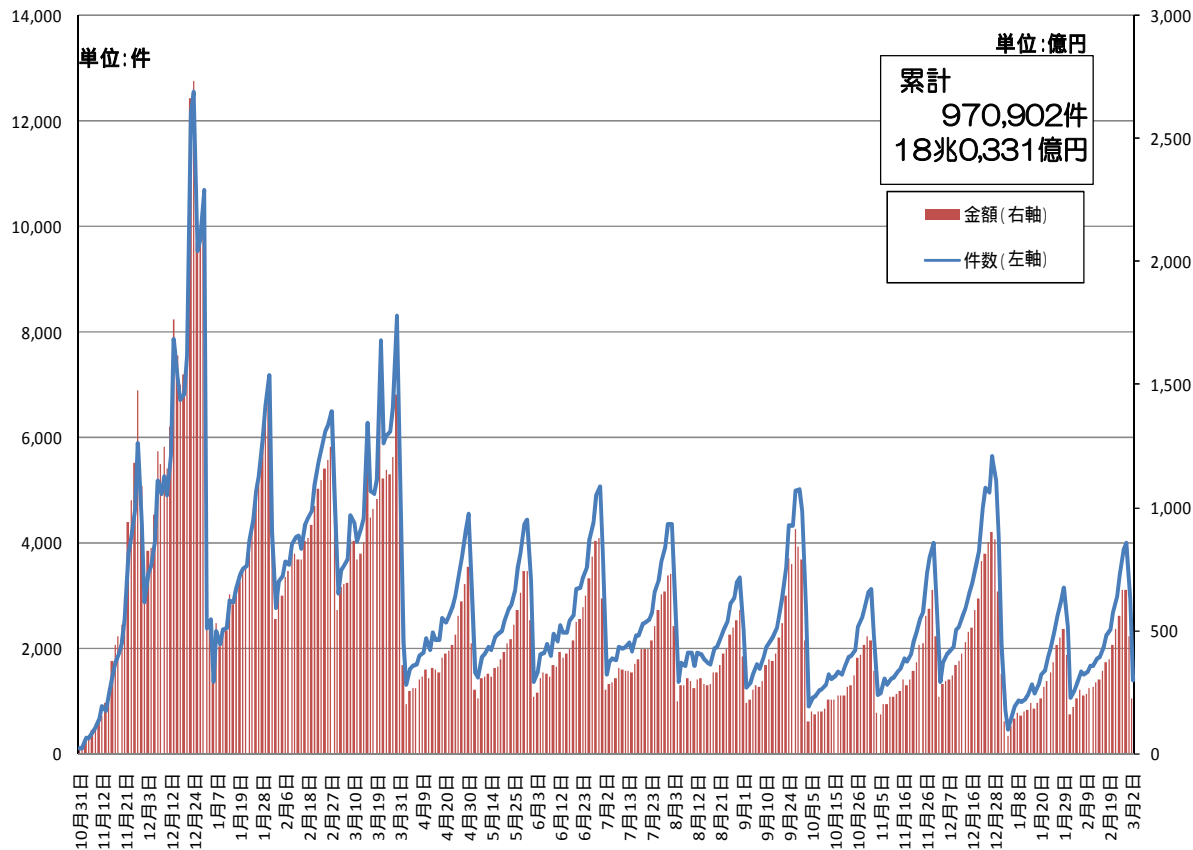
事業規模合計

9兆円 → 30兆円 → 47兆円 → 57兆円

中小企業の資金繰り対策の実施状況

景気対応緊急保証の承諾実績 (平成20年10/31～平成22年3/2速報)

緊急保証(平成20年10月31日～平成22年2月14日)
景気対応緊急保証(平成22年2月15日～)



条件変更については、平成21年4月～1月末までの実績。
条件変更の対象はセーフティネット貸付以外も含む。

合計実績 27兆5,898 億円

セーフティネット貸付実績
(平成20年10/1～平成22年3/1速報)

日本公庫	実績(中小事業)	3兆2,603億円
	実績(国民事業)	2兆8,635億円
	条件変更	1兆200億円
商工中金	実績	2兆0,429億円 危機対応業務 (平成21年1月30日～)
	条件変更	5,500億円

景気対応緊急保証制度

■ 概要

- 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
- 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)

■ 対象

- 指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)()などについて市区町村長の認定
()企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

■ 内容

- 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- 保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。(「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」(3月2日開催)で大臣が民間金融機関に対し、直接要請するとともに、中小企業庁より金融庁に対し、要請文書を発出。)

景気対応緊急保証の創設

事業規模

30兆円

6兆円の枠の追加

36兆円

緊急保証

2月15日から実施

景気対応緊急保証

平成20年10月

平成23年3月

前倒し

3/31

ニッチ産業、大企業性の高い業種、医療・介護

793業種

例外業種を除き
全業種()
(1118業種)

() 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済・文化団体、宗教、風俗関連業等を除き、原則として全ての業種を対象

セーフティネット貸付の延長・拡充等

■ 概要

日本公庫のセーフティネット貸付、商工中金による危機対応貸付等について、
4兆円の事業規模を追加措置(これにより、総額21兆円の利用を想定)し、平成22年度末まで延長する。

■ 対象

- ・社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方。

■ 内容

○ 貸付条件(日本公庫・運転資金の場合)

- ・貸付限度額: 中小事業(旧中小公庫) 7億2,000万円
国民事業(旧国民公庫) 4,800万円

- ・貸付期間: 8年以内(据置期間: 3年以内)

- ・貸付利率: 基準利率(中小事業: 1.75%(注)、国民事業: 2.15%(注))。

(注) 貸付期間5年以内の基準利率(平成22年2月10日現在)。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

○ 金利引下げ措置の延長・拡充

特に業況が悪化している事業者に対する、▲0.3%の金利引下げ措置を延長(平成22年度末まで)。

雇用維持・拡大に取り組む事業者に対する▲0.1%の金利引下げを▲0.2%に拡充(平成22年度末まで)。

無担保貸付等の円滑な実施のため、金利引き下げ措置を延長(平成22年度末まで)。

- ・中小: 上限金利(3%)の適用 ・国民: さらに▲0.3%の引き下げ

■ 事業規模の追加措置

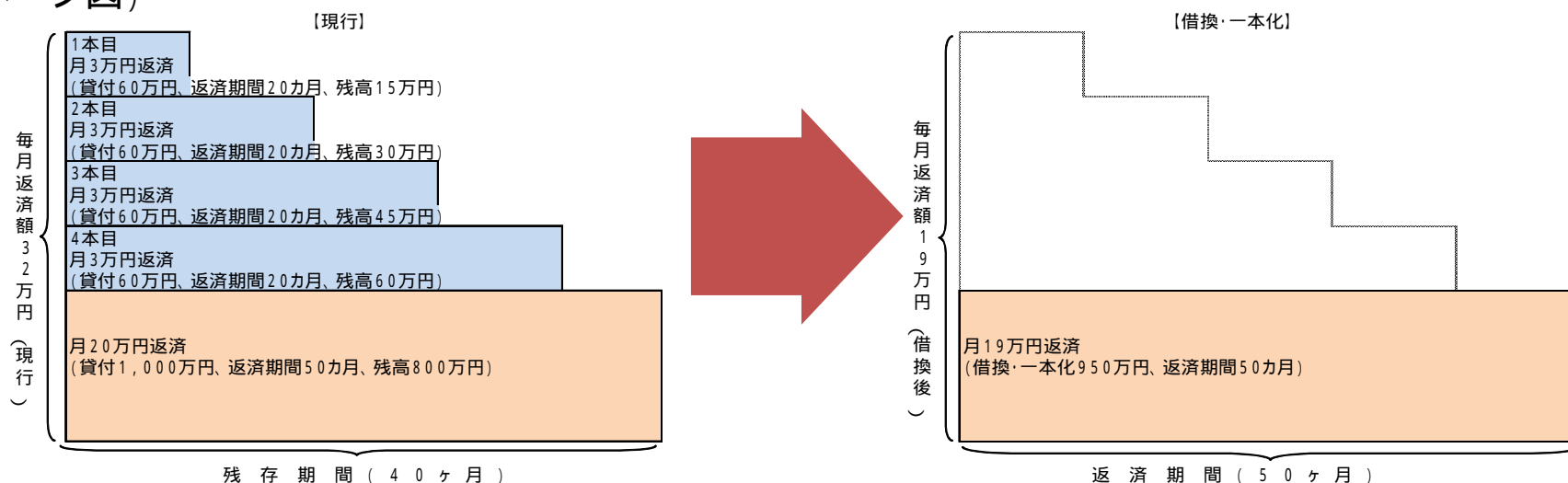
日本公庫 11.8兆円 → 13.4兆円 商工中金 3.3兆円 → 4.2兆円 条件変更 1.5兆円 → 3.3兆円

商工中金による危機対応貸付の運用見直し

借換・一本化の開始

商工中金の既往貸付を危機対応貸付で借換え・一本化することで、月々の返済負担の軽減が可能に。

(イメージ図)



金利設定の弾力化

財政融資を活用した危機対応貸付の貸出金利を引き下げ。

取引企業の倒産の影響を受けた方も対象に追加

これまで売上が減少していること等が要件として必要であったが、取引企業が倒産した段階で危機対応貸付を利用することが可能に。

中小企業金融円滑化法関連の支援策パッケージ

貸付条件の変更については、公的金融機関は積極的に対応中(次ページ参照)。一方、民間金融機関に対しては、中小企業金融円滑化法により、条件変更に対する積極的対応が促されているところ。

臨時措置に関する法律
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための

金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用検討促進。

条件変更対応保証

条件変更対応保証制度は、民間金融機関による条件変更の円滑化を図るため、いわゆる「旧債振替」を例外的に認めた特別の措置。ただし、民間金融機関の救済とはならないようバランスをとっている。

■ 概要

中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、金融機関からの借入に関する条件変更を促進するため、その際に必要な債務の保証を行うもの

■ 対象

これまで公的金融(日本公庫・商工中金・信用保証協会)と取引のない中小企業

■ 内容

- ・ 期間 平成21年12月15日から平成23年3月31日まで
- ・ 保証限度額 8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
8,000万円を超える無担保保証も相談可
- ・ 保証期間 延長含め、最長3年
- ・ 保証割合 40%
- ・ 保証料率 2.20%
- ・ 経営改善計画・返済計画の提出が必要
- ・ 金融機関には、金利引下げ・期中管理報告を義務づけ。金融機関が適切な経営支援等を怠った場合などは、保証協会は代位弁済を拒絶することが可能。

公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含む。

年度末に向けた追加対策

金融の円滑化に向けた関係機関への周知徹底

- 日本公庫、商工中金の条件変更目標の増額

条件変更の目標

平成21年度: 1.5兆円 → 2月22日～23年3月末: 2兆円

条件変更の実績(21年4～12月)

8.9万件(前年同期比34%増)、1.4兆円(前年同期比25%増)

- 「全国信用保証協会等代表者会合」の開催(3月1日)

大臣から、信用保証協会、日本公庫、商工中金のトップに対し、

迅速かつ親身で柔軟な対応、

これまで利用したことのない中小企業の方々への周知ときめ細やかな相談体制の整備、

返済猶予などの条件変更への積極的対応と条件変更先の新規資金ニーズへの対応

の3点を、直接要請。

窓口相談

- 「中小企業金融合同相談会」の実施

年度末に向けて、信用保証協会、日本公庫、商工中金、商工会議所、商工会により、

金融に特化したワンストップ相談会を全国で開催(186ヶ所)。

(注) この他、資金繰り対策、経営支援、雇用調整助成金等に係る相談を一カ所で対応できるワンストップサービス相談を、別途、全都道府県で2回開催(2月22日～3月3日及び3月23日～26日に開催)。

- 公的金融機関及び中小企業庁の相談窓口の拡充

中小企業庁、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会では、3月31日(水)まで土日、祝日も含めて電話対応を行う。